

国内・国際旅客運送約款 新旧対照表 (2024年10月27日から適用)

変更前	変更後
<p>第1条 定義 「ポイント」とは、<u>当社が、13条に基づく払戻し、その他の場合において、当社規則の定めに従い、旅客に対して発行し付与するものであって、6条Gの定めに従って、当社の航空運賃及びこれに付随するその他の料金、航空輸送にかかる税金、手数料の支払いに代えることのできる権利をいいます。</u></p>	<p>第1条 定義 「ポイント」とは、当社規則の定めに従い、旅客に対して付与するものであって、6条Gの定めに従って、当社の航空運賃及びこれに付随するその他の料金、航空輸送にかかる税金、手数料の支払いに代えることのできる権利をいいます。</p>
<p>第6条 運賃及び経路 D) 税金及び料金 官公署又は空港の管理者が、旅客について又は旅客がサービス若しくは施設を利用することについて課す税金又は料金は、公示された運賃及び料金には含まれず、旅客は別途これを支払わなければなりません。 ただし、国内運送の運賃及び料金には、消費税（地方消費税を含みます）相当額が含まれます。 当社の都合（第13条C項）又は不可抗力等（第13条D項）以外の事由（旅客の都合によるものを含みますがこれに限りません）により、これら税金又は料金を<u>払い戻す</u>場合には、当社規則に定める管理手数料を適用します。</p> <p>（中略）</p> <p>G) ポイント 1. 旅客は、運賃、料金、<u>又は税金の支払いにおいて、通貨に代えて、当社の定める換算率に従って、ポイントを利用することができます。</u></p> <p>（後略）</p>	<p>第6条 運賃及び経路 D) 税金及び料金 官公署又は空港の管理者が、旅客について又は旅客がサービス若しくは施設を利用することについて課す税金又は料金は、公示された運賃及び料金には含まれず、旅客は別途これを支払わなければなりません。 ただし、国内運送の運賃及び料金には、消費税（地方消費税を含みます）相当額が含まれます。当社の都合（第13条C項）又は不可抗力等（第13条D項）以外の事由（旅客の都合によるものを含みますがこれに限りません）により、これら税金又は料金を<u>運賃の支払手段によって払い戻す又はポイント付与する</u>場合には、当社規則に定める管理手数料を適用します。</p> <p>（中略）</p> <p>G) ポイント 1. 旅客は、運賃、料金、税金、<u>手数料の支払いにおいて、通貨に代えて、当社の定める換算率に従って、ポイントを利用することができます。</u></p> <p>（後略）</p>
<p>第7条 航空便の変更、運送不履行及び接続不能 A) 旅客の申出による航空便の変更 1. <u>当社規則上、旅客の申出による航空便の変更が制限又は禁止される場合があります。</u></p> <p>（中略）</p> <p>B) 当社の都合による航空便の変更</p>	<p>第7条 航空便の変更、運送不履行及び接続不能 A) 旅客の申出による航空便の変更 1. <u>旅客の申出による航空便の変更は、当社規則が適用となります。当社規則上、変更を制限、禁止する場合や手数料の支払いを求める場合があります。</u></p> <p>（中略）</p> <p>B) 当社の都合による航空便の変更</p>

変更前	変更後
<p>1. 12条B項2号に定める場合を除き、当社が航空便を取り消した場合、正当な理由なく航空便をスケジュールどおりに運航することができなかった場合、予約した便の座席を提供できなかった場合、又は旅客が予約している当社航空便への接続を不能にした場合には、当社は、旅客の選択により、次のa又はbの措置を講じます。</p> <p>(a) 空席のある当社の他の航空便での運送</p> <p>(b) 13条C項に定める当社の都合による払戻しの条項に従った払戻し</p> <p>2. 12条B項2号a～dに定める事由以外の事由によって、当社航空便の出発後において旅客の到達地又は途中降機地を変更した場合には、当社は旅客の選択により、次のa又はbの措置を講じます。</p> <p>(a) 当社の選択する次のいずれかの輸送手段での旅客の到達地又は途中降機地への運送</p> <p>i 空席のある当社の他の航空便での運送</p> <p>ii 他の輸送機関での運送</p> <p>(b) 13条C項に定める当社の都合による払戻しの条項に従った払戻し</p> <p>(中略)</p> <p>C) 当社及び旅客の都合以外の事由による航空便の変更</p> <p>1. 当社は、12条B項2号a～dに定める事由によって、当社が航空便を取り消した場合、航空便をスケジュールどおりに運航することができなかった場合、予約した便の座席を提供できなかった場合、又は旅客が予約している、当社航空便への接続を不能にした場合には、当社の選択により、次 a又はbの措置を講じます。</p> <p>(a) 空席のある当社の他の航空便での運送</p> <p>(b) 13条D項に定める不可抗力等による払戻しの条項に従った払戻し</p>	<p>1. 12条B項2号に定める場合を除き、当社が航空便を取り消した場合、正当な理由なく航空便をスケジュールどおりに運航することができなかった場合、予約した便の座席を提供できなかった場合、又は旅客が予約している当社航空便への接続を不能にした場合には、当社は、旅客の選択により、次のa又はbの措置を講じます。</p> <p>(a) 空席のある当社の他の航空便での運送</p> <p>(b) 13条C項に定める当社の都合による払戻しの条項に従った<b>運賃の支払手段による払戻し又はポイント付与</b></p> <p>2. 12条B項2号a～dに定める事由以外の事由によって、当社航空便の出発後において旅客の到達地又は途中降機地を変更した場合には、当社は旅客の選択により、次のa又はbの措置を講じます。</p> <p>(a) 当社の選択する次のいずれかの輸送手段での旅客の到達地又は途中降機地への運送</p> <p>i 空席のある当社の他の航空便での運送</p> <p>ii 他の輸送機関での運送</p> <p>(b) 13条C項に定める当社の都合による払戻しの条項に従った<b>運賃の支払手段による払戻し又はポイント付与</b></p> <p>(中略)</p> <p>C) 当社及び旅客の都合以外の事由による航空便の変更</p> <p>1. 当社は、12条B項2号a～dに定める事由によって、当社が航空便を取り消した場合、航空便をスケジュールどおりに運航することができなかった場合、予約した便の座席を提供できなかった場合、又は旅客が予約している、当社航空便への接続を不能にした場合には、当社の選択により、次 a又はbの措置を講じます。</p> <p>(a) 空席のある当社の他の航空便での運送</p> <p>(b) 13条D項に定める不可抗力等による払戻しの条項に従った<b>運賃の支払手段による払戻し又はポイント付与</b></p>

変更前	変更後
<p>2. 当社は、12条B項2号a～dに定める事由によって、当社航空便の出発後において旅客の到達地若しくは途中降機地を変更した場合には、当社の選択により、次のa又はbの措置を講じます。</p> <p>(a) 次のいずれかの輸送手段での旅客の到達地又は途中降機地への運送</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 空席のある当社の他の航空便での運送</li> <li>ii 他の輸送機関での運送</li> </ul> <p>(b) 13条D項に定める不可抗力等による払戻しの条項に従った払戻し</p>	<p>2. 当社は、12条B項2号a～dに定める事由によって、当社航空便の出発後において旅客の到達地若しくは途中降機地を変更した場合には、当社の選択により、次のa又はbの措置を講じます。</p> <p>(a) 次のいずれかの輸送手段での旅客の到達地又は途中降機地への運送</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 空席のある当社の他の航空便での運送</li> <li>ii 他の輸送機関での運送</li> </ul> <p>(b) 13条D項に定める不可抗力等による払戻しの条項に従った<b>運賃の支払手段による払戻し又はポイント付与</b></p>
<p>第13条 払戻し</p> <p>A) 総則</p> <p>1. <u>当社の都合(本条C項)若しくは不可抗力等(本条D項)により航空券若しくはその一部分が使用されなかった場合には、当社は、当該未使用航空券について、本条及び当社規則に従って運賃の支払通貨又はポイントによって払戻しを行います。</u></p> <p>2. <u>当社の都合(本条C項)若しくは不可抗力等(本条D項)以外の事由(旅客の都合によるものを含みますがこれに限りません)により航空券若しくはその一部分が使用されなかった場合には、当社は、当該未使用航空券について、当社が旅客から受領した一切の運賃、料金及び手数料について払戻しをしません。ただし、旅客が付帯サービス付運賃にて航空券を購入した場合は、本条E項の規定に従い、ポイントにて払戻しを行いません。</u></p> <p>(中略)</p> <p>C) 当社の都合による払戻し</p> <p>1. 「<u>当社の都合による払戻し</u>」とは、当社が航空便を取り消した場合、正当な理由なく航空便をスケジュールどおりに運航することができなかった場合、旅客の到達地若しくは途中降機地に寄航しなかった場合、予約された便の座席を提供できなかった場合、旅客が予約を持っている当社の他の航空便への接続を不能にした場合、又は旅客が10条A項1号、2号、5若しくは9号のいずれかの規定により運送を拒否され若しくは降機させられた場合に、<u>旅客が旅客の航空券によ</u></p>	<p>第13条 払戻し</p> <p>A) 総則</p> <p><b>航空券の全部若しくはその一部分が使用されなかった場合には、当社は、当該未使用航空券について、当社が旅客から受領した一切の運賃、料金及び手数料について運賃の支払手段に応じた払戻し又はポイント付与を行いません。ただし、本条に別段の定めがある場合には、本条及び当社規則に従って運賃の支払手段による払戻し又はポイント付与を行いません。この場合、手数料の支払いを求めることがあります。</b></p> <p><b>(削除)</b></p> <p>(中略)</p> <p>C) 当社の都合による払戻し</p> <p>1. 当社が航空便を取り消した場合、正当な理由なく航空便をスケジュールどおりに運航することができなかった場合、旅客の到達地若しくは途中降機地に寄航しなかった場合、予約された便の座席を提供できなかった場合、旅客が予約を持っている当社の他の航空便への接続を不能にした場合、又は旅客が10条A項1号、2号、5若しくは9号のいずれかの規定により運送を拒否され若しくは降機させられた場合、<b>当社は未使用航空券について、旅客の選択に従って運賃</b></p>

変更前	変更後
<p><u>る運送を利用できなかったためになされる払戻しをいい、払戻額は次のとおりとします。</u></p> <p>(a) 旅行がまったく行なわれていない場合には、支払済みの運賃額。</p> <p>(b) 旅行の一部が行われている場合には、次のうちいずれか高い額。</p> <p>i 旅行が中断された地点から航空券に記載又は記録された到達地若しくは途中降機地又は旅行を再開しようとする地点までの未使用区間に適用される運賃及び料金の相当額。ただし、当初の運賃の計算にあたり適用される割引がある場合には、その割引率により払戻額を減額します。</p> <p>ii 支払済の運賃額と運送済みの区間に対する運賃額との差額。</p>	<p><b>の支払手段による払戻し又はポイント付与を行います。その額については次のとおりとします。</b></p> <p>(a) 旅行がまったく行なわれていない場合には、支払済みの運賃額。</p> <p>(b) 旅行の一部が行われている場合には、次のうちいずれか高い額。</p> <p>i 旅行が中断された地点から航空券に記載又は記録された到達地若しくは途中降機地又は旅行を再開しようとする地点までの未使用区間に適用される運賃及び料金の相当額。ただし、当初の運賃の計算にあたり適用される割引がある場合には、その割引率により減額します。</p> <p>ii 支払済の運賃額と運送済みの区間に対する運賃額との差額。</p>
<p>D) 不可抗力等による払戻し</p> <p>1. 当社は、12条B項2号a～dに定める事由によって、当社が航空便を取り消した場合、正当な理由なく航空便をスケジュールどおりに運航することができなかった場合、旅客の到達地若しくは途中降機地に寄航しなかった場合、予約された便の座席を提供できなかった場合、又は旅客が予約を持っている当社の他の航空便への接続を不能にした場合に、<u>当社が7条Cに基づき払戻しを選択した場合、当社は払戻しをすることとし、払戻額は次のとおりとします。</u></p> <p>(a) 旅行がまったく行なわれていない場合には、支払済みの運賃額。</p> <p>(b) 旅行の一部が行われている場合には、次のうちいずれか高い額。</p> <p>i 旅行が中断された地点から航空券に記載又は記録された到達地若しくは途中降機地又は旅行を再開しようとする地点までの未使用区間に適用される運賃及び料金の相当額。ただし、当初の運賃の計算にあたり適用される割引がある場合には、その割引率により払戻額を減額します。</p> <p>ii 支払済の運賃額と運送済みの区間に対する運賃額との差額。</p> <p>E) 当社の都合(本条C項)若しくは不可抗力等(本条D項)以外の事由による払戻し</p> <p>1. 当社は、旅客が付帯サービス付運賃にて航空券を購入した場合に限り、<u>以下a又はbに従い、ポイントにて払戻しを行いません。</u></p>	<p>D) 不可抗力等による払戻し</p> <p>1. 当社は、12条B項2号a～dに定める事由によって、当社が航空便を取り消した場合、正当な理由なく航空便をスケジュールどおりに運航することができなかった場合、旅客の到達地若しくは途中降機地に寄航しなかった場合、予約された便の座席を提供できなかった場合、又は旅客が予約を持っている当社の他の航空便への接続を不能にした場合に、<b>当社は未使用航空券について、当社の選択に従って、運賃の支払手段による払戻し又はポイント付与を行います。その額については次のとおりとします。</b></p> <p>(a) 旅行がまったく行なわれていない場合には、支払済みの運賃額。</p> <p>(b) 旅行の一部が行われている場合には、次のうちいずれか高い額。</p> <p>i 旅行が中断された地点から航空券に記載又は記録された到達地若しくは途中降機地又は旅行を再開しようとする地点までの未使用区間に適用される運賃及び料金の相当額。ただし、当初の運賃の計算にあたり適用される割引がある場合には、その割引率により減額します。</p> <p>ii 支払済の運賃額と運送済みの区間に対する運賃額との差額。</p> <p>E) 当社の都合(本条C項)若しくは不可抗力等(本条D項)以外の事由による払戻し</p> <p>1. 当社は、旅客が付帯サービス付運賃にて航空券を購入した場合に限り、<b>当社規則に従って、運賃の支払手段による払戻し又はポイント付与を行いません。その額については次のとおりとします。</b></p>

変更前	変更後
<p>(a) 旅行がまったく行われていない場合には、支払済みの運賃額から当社規則で定める取消手数料を差し引いた額。</p> <p>(b) 旅行の一部が行われている場合には、支払済みの運賃額と航空券が使用された区間に適用される運賃との差額から、当社規則で定める取消手数料を差し引いた額。</p> <p>(中略)</p> <p>G) 払戻しに使用される通貨・ポイント  <u>当社は、航空券の支払いが行われた国及び払戻しが行われる国の適用法令等に従って払戻しを行います。本条C項に基づく払戻しの場合、当社は、旅客の選択に従って、運賃の支払通貨又はポイントによって払戻しを行います。本条D項に基づく払戻しの場合、当社は、当社の選択に従って、運賃の支払通貨又はポイントによって払戻しを行います。本条E項に基づく払戻しの場合、当社は、ポイントによってのみ払戻しを行います。</u></p>	<p>(a) 旅行がまったく行われていない場合には、支払済みの運賃額から当社規則で定める取消手数料を差し引いた額。</p> <p>(b) 旅行の一部が行われている場合には、支払済みの運賃額と航空券が使用された区間に適用される運賃との差額から、当社規則で定める取消手数料を差し引いた額。</p> <p>(中略)</p> <p>G) 払戻しに使用される通貨・ポイント  <b>運賃の支払手段による払戻しは、航空券の支払いが行われた国及び払戻しが行われる国の適用法令等に従い、運賃の支払通貨又はポイントによって行います。</b></p>
<p>附則  第1条 適用期日  この運送約款は令和2年7月1日から適用します。</p>	<p>附則  第1条 適用期日  この運送約款は令和6年10月27日から適用します。</p>